

徳島県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和三年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	三好郡東みよし町足代字田通 寺一七〇五番二地先から 同 昼間字谷二 八六番二地先まで	三三五・〇	令和三年六月八日